

日バス協技第137号

令和5年4月20日

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人日本バス協会

会 長 清水 一郎

安全輸送委員長 長尾 真

令和5年春の全国交通安全運動の実施について

平素より当協会の交通安全運動の実施につきましては、格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記運動について、国土交通省自動車局長から別添のとおり通知があり、国土交通省の実施計画に基づき日本バス協会の実施計画を策定いたしました。

各都道府県バス協会におかれましては、会員事業者と協議のうえ、日本バス協会の実施計画を基に地域の実情に応じた具体的実施細目を策定し、本運動を積極的に推進されるようお願いいたします。

なお、本運動の実施結果につきましては、報告様式1を会員事業者に配付・回収のうえ、報告様式2に取りまとめ、6月2日（金）までに技術安全部宛にEメールにてご返信下さいますようよろしくお願い申し上げます。

担当：技術安全部（田中・横山）

電話：03-3216-4015

Eメール：yokoyama@bus.or.jp

国自安第 134 号  
令和 5 年 3 月 1 日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長

令和 5 年春の全国交通安全運動の実施について

標記について、別紙の令和 5 年春の全国交通安全運動推進要綱（令和 5 年 2 月 1 日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）に基づき、別添のとおり実施計画を定めたので通知します。

つきましては、貴協会におかれましても、本計画の趣旨に沿い、傘下会員に対し本運動の実施につき周知徹底を図られるとともに、その推進に協力されるようお願いいたします。

特に、車内放送、車内掲示等の広報活動については、都道府県及び市町村の交通安全対策協議組織に積極的に協力し、その実施を図られるようお願いいたします。

なお、貴協会の実施計画を作成後速やかに、実施結果を令和 5 年 6 月 23 日（金）までに報告をお願いいたします。